

令和3年第5回

氷川町議会 11月臨時会会議録

開会 令和3年11月8日

氷川町議会

令和3年第5回氷川町議会臨時会会期日程

月日(曜日)	区分	日程内容
11月8日(月)	本会議	開会 議長・副議長の選挙 常任委員等の選任 一部事務組合・広域連合議会議員の選挙 提案理由・議案説明 質疑 討論 採決 閉会

会 期 1日間

令和3年第5回氷川町議会臨時会会議録（第1号）

令和3年11月8日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙について

2. 議事日程（第1日目の追加1）

- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 3 会期の決定
- 追加日程第 4 副議長の選挙について
- 追加日程第 5 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第 7 議会広報調査特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 8 八代生活環境事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 9 八代広域行政事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第10 氷川町及び八代市中学校組合議会議員の選挙について
- 追加日程第11 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第12 議案第36号 令和3年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について

3. 議事日程（第1日目の追加2）

- 追加日程第13 同意第5号 氷川町監査委員の選任について
- 追加日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 飯 田 健 二

2番 西 尾 正 剛

3番 木 下 厚
5番 長 尾 憲二郎
7番 上 田 俊 孝
9番 上 田 健 一
11番 片 山 裕 治

4番 清 田 一 敏
6番 吉 川 義 雄
8番 三 浦 賢 治
10番 松 田 達 之
12番 米 村 洋

5. 欠席議員はなし

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 平 山 早 苗 書 記 小 田 尊 之

7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	太 田 篤 洋	総 務 課 長	濤 岡 美智代
企画財政課長	増 永 光 幸	税 務 課 長	岩 本 博 美
町 民 課 長	尾 村 幸 俊	福 祉 課 長	山 本 昭 義
農業振興課長	増 住 豪 二	農 地 課 長	前 崎 誠
建設下水道課長	星 田 達 也	地域振興課長	村 上 孝 治
会 計 管 理 者	橋 本 智 明	学校教育課長	西 田 美 子
生涯学習課長	荒 平 健 二		

開会 午前10時00分

-----○-----

○事務局長（平山早苗さん） 皆さま、おはようございます。

事務局長の平山でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の、松田達之議員をご紹介します。松田達之議員、議長席にお着きください。

○臨時議長（松田達之君） 皆さん、おはようございます。

ただいまご紹介いただきました松田でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまから令和3年第5回氷川町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

町長から、ご挨拶の申し出がっております。これを許します。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。

二十四節気のひとつ、立冬を過ぎまして、ひと雨ごとに寒さが増しておりますけれども、議員各位には日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和3年第5回氷川町議会臨時会を招集をいたしましたところ、皆さま方には公私ともに大変お忙しい中にお繰り合わせご出席をいただき、誠にありがとうございます。

皆さま方には、先月17日に執行されました、氷川町議会議員選挙におきまして、見事当選の榮に浴されました。心よりお祝いを申し上げます。それぞれが町民の皆さまのご期待を背負っての4年間が始まるわけでありまして、その負託に応えるご活躍を期待いたします。

私も町長選挙におきまして、4期目の当選を果たさせていただきました。初心を忘れず、町民の皆さまが安心して暮らせ、幸せを実感できる、氷川町を創造してまいりたいというふうに思っております。全身全霊を上げまして、町政の運営に当たってまいります。今後とも、なお一層のご支援とご協力をよろしくお願いをいたします。皆さま方も、私も、町民の皆さまの命と暮らしを守ることが使命でありますので、大いに議論し、大いに連携して、持続可能な、よりよい氷川町を創生してまいりましょう。

さて、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が減少し、落ちついてまいりました。これもひとえに、感染予防のワクチン接種の進展と、それぞれの自粛、生活の成果でありまして、ご協力をいただきました全ての皆さま方に、御礼を申し上げたいというふうに思っております。ちなみに、本町の12歳以上のワクチンの接種率でございますけれども、11月1日現在で、1回接種完了が88.3パーセント、2回接種完了が86.1パーセントであります。また、65歳以上では、1回接種完了が93.8パーセント、2回接種完了が92.8パーセントの状況でございます。熊本県におきましても、リスクレベルがレベルⅡ警戒まで引

下げられましたとはいえ、今後も予断を許さない状況でありますので、これまでどおり、感染予防への強い意識を持ち、新しい生活様式の実践と、移動外出は慎重に行い、自分の命を守り、まわりの大切な人を守る行動を、今後とも徹底していただきますよう、よろしく願いいたします。

氷川町発展に向け、今後とも、職員とともに全身全霊を傾注し、町政の運営にあたってまいることをお約束し、ご挨拶といたします。

○臨時議長（松田達之君） 次に、初対面の方もおられると思います。執行部より、自己紹介をお願いします。まず、藤本町長、お願いします。

○町長（藤本一臣君） 改めまして、おはようございます。

先ほど申し上げましたとおり、皆さんとともに、この氷川町をですね、しっかり守り育てていきたいという気持ちでいっぱいあります。まさに、12年前の初心を忘れず、これからもしっかり頑張ってまいりますので、今後ともご支援をよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（松田達之君） 次に平副町長、お願いします。

○副町長（平 逸郎君） 皆さん、おはようございます。

副町長を務めております、平でございます。何事もスピード感を持って取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（松田達之君） 次に、太田教育長お願いします。

○教育長（太田篤洋君） おはようございます。8年目を迎えております。私の使命は、学校教育の充実に向けては、コミュニティースクール、ICT教育の二つの教育を柱に、人間性豊かな氷川っ子の育成に全力を傾けてまいりたいと思います。

また町民の皆さま方に対しましては、健康づくりや豊かな生活への、少しでも役に立てるような、そういう社会教育の充実を図ってまいりたいと、そのように思っております。今後とも、ご指導、ご助言賜りますようよろしくお願い申し上げます。大変お世話になります。

○臨時議長（松田達之君） 次に、総務課長から順次、各課長お願いします。

○総務課長（濤岡美智代さん） おはようございます。総務課長の濤岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○地域振興課長（村上孝治君） おはようございます。地域振興課長の村上です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画財政課長（増永光幸君） おはようございます。企画財政課長の増永です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○建設下水道課長（星田達也君） おはようございます。建設下水道課長の星田です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○農業振興課長（増住豪二君） おはようございます。農業振興課の増住です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○農地課長（前崎 誠君） おはようございます。農地課長の前崎です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 学校教育課長（西田美子さん） 学校教育課長の西田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 生涯学習課長（荒平健二君） おはようございます。生涯学習課長の荒平と申します。よろしくお願ひいたします。
- 会計管理者（橋本智明君） おはようございます。会計管理者の橋本でございます。よろしくお願ひいたします。
- 税務課長（岩本博美さん） おはようございます。税務課長の岩本と申します。よろしくお願ひいたします。
- 町民課長（尾村幸俊君） おはようございます。町民課長の尾村と申します。よろしくお願ひいたします。
- 福祉課長（山本昭義君） おはようございます。福祉課長の山本です。よろしくお願ひいたします。
- 臨時議長（松田達之君） ありがとうございます。
これから、議会構成を行いますので、執行部は退席をお願ひいたします。
(執行部退席)

-----○-----

日程第1 仮議席の指定

- 臨時議長（松田達之君） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

-----○-----

日程第2 議長の選挙について

- 臨時議長（松田達之君） 日程第2、議長の選挙を行います。
お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 臨時議長（松田達之君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
- 臨時議長（松田達之君） お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 臨時議長（松田達之君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。
- 臨時議長（松田達之君） 議長に、米村洋君を指名します。
- 臨時議長（松田達之君） お諮りします。ただいま、議長が指名しました米村洋君を、議長の当選人として定めることに、ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（松田達之君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました米村洋君が議長に当選されました。

○臨時議長（松田達之君） ただいま議長に当選された米村洋君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

米村洋議長、ご登壇ください。

○議長（米村 洋君） 皆さんおはようございます。議員各位のご推挙により、議長の職に就任することが出来、誠に感謝申し上げます。微力ではございますが、責務の重大さを自覚し、町民の負託にこたえるため、町民本位の議会運営に誠心誠意努めてまいります。

地方議会を取り巻く環境は大きく変化を遂げています。自治体の裁量権と責任が増えたことにより、私たち議会は、行政に対する監視機能に加えて、これ以上に審議能力、政策立案機能の強化が求められております。こうした中、氷川町議会は、従前から開かれた議会を目指し、さまざまな改革に取り組んでおります。これからも、町民の皆さまからの幅広いニーズを、さまざまな角度から検討し、それを政策に反映させてまいります。今後も町民の目線に立って、より透明な、透明性の高い、身近な議会の実現に取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、氷川町議会は一丸となって、藤本行政を支え、小さな町で、大きな幸せを感じる。氷川町を目指してまいります。ありがとうございました。

○臨時議長（松田達之君） 以上をもちまして、臨時議長としての職務を全部終了することができました。皆様のご協力、ありがとうございました。

しばらく、休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。議席に配布しました追加議事日程のとおり、日程の追加をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程のとおり、日程の追加を決定しました。

-----○-----

追加日程第1 議席の指定

○議長（米村 洋君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

-----○-----

追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番飯田健二君、2番西尾正剛君を指名します。

-----○-----

追加日程第3 会期の決定

○議長（米村 洋君） 追加日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

-----○-----

追加日程第4 副議長の選挙について

○議長（米村 洋君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議長（米村 洋君） お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

○議長（米村 洋君） 副議長に、片山裕治君を指名します。

○議長（米村 洋君） お諮りします。ただいま、議長が指名しました片山裕治君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました片山裕治君が副議長に当選されました。

○議長（米村 洋君） ただいま副議長に当選された片山裕治君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を行います。

副議長当選承諾、及び挨拶をお願いします。

片山裕治副議長、ご登壇ください。

○副議長（片山裕治君） 皆さん、おはようございます。ただいまご指名いただきました、片山裕治でございます。どうぞよろしく願いいたします。副議長といたしまして、議会の活性

化と、議長のサポート役としてしっかり副議長の大役を進めさせていただきたいと思いますので、皆さまのご理解とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

追加日程第5 常任委員会委員の選任について

○議長（米村 洋君） 追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。これから委員会名簿を配ります。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例の第8条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。総務文教常任委員会委員に対して、片山裕治君、三浦賢治君、吉川義雄君、長尾憲二郎君、清田一敏君、木下厚君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

産業建設厚生常任委員会の委員を、発表いたします。上田健一君、米村洋、松田達之君、上田俊孝君、西尾正剛君、飯田健二君。以上のとおり異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○議長（米村 洋君） ご連絡します。

委員会条例第9条第1項の規定によって、常任委員会を開いて、正副委員長の互選をお願いします。

総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設厚生常任委員会を監査室で開催してください。しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時25分

再開 午前10時31分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

常任委員会の正副委員長が互選されましたので報告します。

総務文教常任委員会委員長、木下厚君、副委員長、清田一敏君、産業建設厚生常任委員会委員長、西尾正剛君、副委員長、松田達之君。

ご報告を終わります。

-----○-----

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（米村 洋君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

これから委員会名簿を配ります。議会運営委員会、上田健一君、片山裕治君、松田達之君、清田一敏君、木下厚君、西尾正剛君を指名します。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定によって、ご指名したいと思いますがお異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

-----○-----

追加日程第7 議会広報調査特別委員会委員の選任について

○議長（米村 洋君） 追加日程第7、議会広報調査特別委員会委員の選任を行います。

これから委員会名簿を配ります。議会広報調査特別委員会、片山裕治君、吉川義雄君、長尾憲二郎君、飯田健二君を指名します。

お諮りします。議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定によって、ご指名したいと思いますがお異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報調査特別委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○議長（米村 洋君） ご連絡します。

委員会条例第9条第1項の規定によって、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の委員会を開いて、正副委員長の互選をお願いします。

委員会の順序は、最初に議会運営委員会を委員会室で、その後に議会広報調査特別委員会を委員会室で開催してください。

しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時36分

再開 午前10時41分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の正副委員長が互選されましたので報告します。

議会運営委員会委員長、清田一敏君、副委員長、松田達之君、議会広報調査特別委員会委員長、吉川義雄君、副委員長、長尾憲二郎君。

報告を終わります。

-----○-----

追加日程第8 八代生活環境事務組合議会議員の選挙について

○議長（米村 洋君） 追加日程第8、八代生活環境事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮ります。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議長（米村 洋君） お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

○議長（米村 洋君） 八代生活環境事務組合議会議員に上田俊孝君、吉川義雄君、西尾正剛君を指名します。

○議長（米村 洋君） お諮りします。ただいま、議長が指名しました上田俊孝君、吉川義雄君、西尾正剛君を八代生活環境事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました上田俊孝君、吉川義雄君、西尾正剛君が八代生活環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま八代生活環境事務組合議会議員に当選された上田俊孝君、吉川義雄君、西尾正剛君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

-----○-----

追加日程第9 八代広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（米村 洋君） 追加日程第9、八代広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮ります。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議長（米村 洋君） お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

○議長（米村 洋君） 八代広域行政事務組合議会議員に上田健一君、松田達之君を指名します。

○議長（米村 洋君） お諮りします。ただいま、議長が指名しました上田健一君、松田達之君を八代広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました上田健一君、松田達之君が八代広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま八代広域行政事務組合議会議員に当選された上田健一君、松田達之君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

-----○-----

追加日程第10 氷川町及び八代市中学校組合議会議員の選挙について

○議長（米村 洋君） 追加日程第10、氷川町及び八代市中学校組合議会議員の選挙を行います。

お諮ります。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議長（米村 洋君） お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

○議長（米村 洋君） 氷川町及び八代市中学校組合議会議員に三浦賢治君、長尾憲二郎君、清田一敏君、木下厚君を指名します。

○議長（米村 洋君） お諮りします。ただいま、議長が指名しました三浦賢治君、長尾憲二郎君、清田一敏君、木下厚君を氷川町及び八代市中学校組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました三浦賢治君、長尾憲二郎君、清田一敏君、木下厚君が氷川町及び八代市中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま氷川町及び八代市中学校組合議会議員に当選された三浦賢治君、長尾憲二郎君、清田一敏君、木下厚君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

-----○-----

追加日程第11 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（米村 洋君） 追加日程第11、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮ります。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議長（米村 洋君） お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

○議長（米村 洋君） 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に三浦賢治君を指名します。

○議長（米村 洋君） お諮りします。ただいま、議長が指名しました三浦賢治君を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました三浦賢治君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された三浦賢治君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○議長（米村 洋君） 執行部に入場を求めため、しばらく休憩します。

（執行部入場）

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前10時51分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

追加日程第12 議案第36号 令和3年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（米村 洋君） 追加日程第12、議案第36号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 本臨時会へ提案いたしておりますのは補正予算1件であります。議案第36号、令和3年度氷川町一般会計補正予算第4号でありまして、歳入歳出にそれぞれ3,742万7,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ7億1,384万1,500円とするものでございます。

歳入の主な予算は、国庫支出金3,638万6,000円で、歳出の主な予算は、衛生費3,742万7,000円、第3回目の新型コロナウイルス感染症予防接種に関わる経費でございます。詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） 詳細説明を求めます。企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長(増永光幸君) 議案第36号、令和3年度氷川町一般会計補正予算(第4号)について、ご説明いたします。

令和3年度氷川町一般会計補正予算(第4号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,742万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ71億3,841万5,000円とするものです。

歳出の主なものについてご説明いたします。7ページをご覧ください。

20款、衛生費、5項、保健衛生費、10目、予防費、1節、報酬から13節、使用料及び賃借料までの計上につきましては、新型コロナワクチン追加接種、3回目接種にかかる費用で、2回目の接種から概ね8カ月を経過した、約9,000人を対象として実施するもので、全額を国の負担金、補助金を財源とするものです。

主なものといたしまして、12節、委託料のワクチン個別接種費用委託料、ワクチン接種対策、3,185万1,000円は、医療機関に、時間外、休日を含めて、追加接種の実施を委託するものです。

8ページ、下の段をご覧ください。20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理費、12節、委託料103万7,000円、廃棄物処理委託料は、町内公共施設へ使用されていた、PCB使用蛍光灯安定器の廃棄処理にかかる費用で、PCB特措法に基づき処理するものです。

続きまして、歳入の主なものについてご説明いたします。6ページをご覧ください。

65款、国庫支出金、5項、国庫負担金、10目、衛生費国庫負担金、15節、保健衛生費負担金、3,189万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、及び、65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、15目、衛生費国庫補助金、5節、保健衛生費補助金、449万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、新型コロナワクチン追加接種、3回目接種実施に係る費用の財源とするものです。

9ページの給与費明細書につきましては、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番(吉川義雄君) 第3回目のワクチンに関わる予算であります。一つ二つちょっとお伺いしたいんですが、今回も、報酬15万円組まれておりますが、期日としては、2回目過ぎて8カ月経った人たちを対象とするわけですが、いつからいつまで予定されるのかというのが一つ。前回、ワクチンは、予約とかそういうのをやったわけですが、今回は、どのようにされるのでしょうか。テレビ等の報道を見てると、年齢対象も指定せずにやるというところと、やっぱし、年齢ごとに区切ってやったほうがスムーズにいくんだっていう話もありまし

た。うちの場合はどのようにする計画なのか、お尋ねをいたします。委託は、今回も同じように、前回と同じような委託先なのかどうかも含めて、お答え願います。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） ただいまのご質問でございます。

まずスケジュール等についてご説明したいと思います。3回目の接種につきまして概ね8カ月経過後ということでございます。1回目2回目で、先行して行いましたのが医療従事者から始められました。今回、町のほうで予定しておりますのが、12月から1月にかけて先行の接種を予定しております。

続きまして優先順位でありました高齢者の施設入所者、従事者等につきまして、1月下旬から2月中旬から予定しております。

最後に65歳以上と64歳以下の方につきましてですけども、個別接種の方を2月の下旬から、町で行います集団接種につきまして、3月の中旬からを予定しております。

予約等につきましてですけども、12歳以上につきましての方を申し上げますと、1週間ごとに、分けてですね予約券の発送を予定しております。それから予約になりますので、集中した予約は避けられる、混雑は避けられるのかなと思っております。

それと方法につきまして、オンラインと電話で2通りで予定しております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君いいですか。

○6番（吉川義雄君） スケジュールはわかりました。前回、少し、予約では混乱があったから、今度はそれが多分うまくいくだろうなというふうに判断いたします。委託先は、前回と同じでしょうか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） オンライン等の委託先につきましては、前回と同様でございます。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君いいですか。

○6番（吉川義雄君） はい、いいです。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑はありませんか。西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 私のほうはこの8ページの、清掃費のほうでちょっとご質問したいと思いますが、当初予算でこれが50万円組んでいたのが昨年3月では、減額補正されていた。この委託料になりますが、今年度当初予算で50万円組んだのが、不足するというところで、今、企画課長のほうから説明がありましたように町内の公共施設のPCB蛍光灯の廃棄処理と、ということなんですけれども、ちょっと、もう少し課長のほうから丁寧に説明してほしいのが、当初からこういった計画があって、なされてなかったのかどうかそれと、こういったところにこういった委託をされるのか。150万ぐらいかかるってということなんですしょうから、こういった内容か、もう少し丁寧にお願いしたいと思います。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） はい、今回補正する経緯につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

PCBにつきましてですが、油状の化学物質でございます。かつて電気機器や、潤滑油・塗料などさまざまな用途で利用されておりました。現在は製造・輸入とも禁止をされています。昭和28年から昭和47年の間、国内で製造された変圧器やコンデンサなどに使用されたものがございました。

今年の9月、町の文化センターの2階の倉庫片づけ中に、PCB保管庫、竜北西部小学校、竜北中学校と書かれた、ステンレス製の2箱が見つかりました。中には蛍光灯についております安定器が入っておりました。当時のことはわかりませんが、改修工事か何かで取り外され、処理されずに、役場において厳重に保管されていたものと思われま。

今回、処理を要する安定器は、西部小学校、4個、竜北中学校で5個、計9個。重さで約21キロ分でございます。一般の家庭用の蛍光灯には、PCBは使用されたものはないということでございます。このPCBの処理につきましては、国が定めた、処分期間と場所が地域ごとに定められております。熊本県におきましては、北九州市にある処理施設で、今年の3月までとなっております。期限が過ぎた形での発見となりました。

県のほうに問合せたところ、特例処分の期限である、今年度末までに処理管理を間に合わせるようにと、指導がありましたので、今回、補正に計上させていただきました。この処理の処理先につきましては、北九州市のほうで処理をします。そのほうで、運搬につきましては、指定された業者の中から見積りをとって、運搬と委託契約をしたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） トータルとしては、この金額の当初と合わせて150万ぐらいの費用ということですか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） トータルにつきましてですが、今回計上しております、103万7,000円これを、運搬と処理を含んだところでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。これで、質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時07分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま議席に配布しました追加議事日程のとおり、日程の追加をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程のとおり、日程の追加を決定しました。

-----○-----

追加日程第13 同意第5号 氷川町監査委員の選任について

○議長（米村 洋君） 追加日程第13、同意第5号、氷川町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、上田健一君の除斥を求めます。

(上田健一君退席)

○議長（米村 洋君） 同意第5号について、提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第5号、氷川町監査委員の選任についてでございます。

次の者を氷川町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、熊本県八代郡氷川町網道282番地7、氏名、上田健一、生年月日、昭和21年1月23日生まれであります。

同氏は、長年、議会の議員を歴任をされております。その中でもですね、過去にも監査委員を歴任をされておまして、町の財政等々にもですね精通をされております。適任と認めましたので今回、同意を求めるものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（米村 洋君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第5号を採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

上田健一君の除斥を解きます。

(上田健一君入場)

○議長（米村 洋君） 上田健一君に告知します。

ただいま監査委員に選任されましたのでお知らせします。

-----○-----

追加日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（米村 洋君） 追加日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

○議長（米村 洋君） 議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（米村 洋君） これで、本日の日程は全部終了しました。

町長から閉会に当たって挨拶の申出があります。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました議案につきましては、可決決定をいただきまして誠にありがとうございます。また、議会の役職並びに委員会等の構成も決定されたようであります。再任されました米村議長様、新任の片山副議長様、各常任委員長様を始め、議員各位には、それぞれの職責を果たしていただきますことを期待をいたします。

さて、国においては、明後日に特別国会、今月末には、臨時国会が召集され、岸田内閣が本格的な船出となりますが、新型コロナウイルス感染対策を含む補正予算の審議が始まりますので、その動向を注視をするとともに、令和3年度も後半戦に入っておりますので、町の事務事業の円滑な運営が図れるよう、尽力をしまいたいというふうに思っております。

結びに、引き続き新型コロナウイルス感染症への予防を徹底されるとともに、これから寒さが増してまいります。どうぞご自愛の上、それぞれご活躍をいただきますことをご祈念申し上げます。閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（米村 洋君） 会議を閉じます。

令和3年第5回氷川町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

散会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 4年 3月 8日 氷川町議会議長 米 村 洋

令和 4年 3月 8日 氷川町議会臨時議長 松 田 達 之

令和 4年 3月 8日 氷川町議会議員 飯 田 健 二

令和 4年 3月 8日 氷川町議会議員 西 尾 正 剛